

3 国内発生早期（都内未発生）

<国内発生早期>

- 東京都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

<目的>

- 1 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 新型インフルエンザ等の発生に係る情報収集を行う。

<対策の考え方>

- 1 都内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりが必要な行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行う。

(1) 情報収集

感染拡大をできる限り遅らせるためにも、感染拡大の早期探知が必要であり、保育施設や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。

【情報収集】

- 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内の新型インフルエンザ等発生状況等について情報収集する。（健康福祉部・総務部）

(2) 情報提供・共有

他道府県で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な媒体を活用した広報を行う。

【市民への情報提供】

- 新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、感染予防策など最新情報を市民に情報提供し、混乱や風評被害の防止を図る。（健康福祉部、企画部）
- 市内に居住する妊婦、乳幼児、高齢者、障害者及び外国人等に配慮し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。（健康福祉部、市民部、企画部）
- 幼稚園、保育施設、学童クラブ、学校等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。（健康福祉部、子ども部、教育部）

【関係機関への情報提供】

- 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対し、各部を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。（健康福祉部）
- 医療機関等及び関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生に備えた協力を要請する。（健康福祉部）
- その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。（各部）

(3) 市民相談

【新型インフルエンザ等の相談への対応体制の拡充】

- 市民に対し、新型インフルエンザ等に関する電話相談の設置情報等を提供する。
(健康福祉部、総務部)
- 新型インフルエンザ等にかかる一般的な問い合わせは、国及び都等からの質疑応答集等に基づき、市の代表電話にて対応する。また、健康福祉部、各部も同様に対応できる体制に拡大する。（健康福祉部、各部）

(4) 感染拡大防止

【感染予防策の勧奨】

- 市民に対してマスクの着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策を勧奨する。（健康福祉部、企画部）
- 園医や校医等と連携し、幼稚園、保育施設、学童クラブ、学校等でのマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策を徹底するよう呼び掛ける。（健康福祉部、子ども部、教育部）
- 市立病院における感染対策を、迅速な情報提供等連携により体制強化する。（健康福祉部・市立病院）

【緊急事態宣言時の対応】

- 国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。（各部）

(5) 予防接種

市は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言がされている場合は、市において、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

【特定接種】

- 市職員の対象者に対し接種が必要な場合、国及び都と連携し特措法第28条に基づく特定接種を継続する。（総務部）

【住民接種（新臨時接種）】

- 国の緊急事態宣言が行われていない場合、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、市の実情に応じた予防接種（集団的接種もしくは個別的接種）を、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を関係者の協力を得て開始する。（健康福祉部）

【住民接種（臨時接種）】

- 国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後は、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、市の実情に応じた予防接種（集団的接種もしくは個別的接種）を、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を、関係者の協力を得て開始する。（健康福祉部）

(6) 医療

専門外来を開設し、患者の受入れを引き続き行う。

【相談体制等】

- 管轄保健所の設置する相談センターと連携し、市民からの相談に応じる。（健康福祉部、総務部）

【診療体制】

- 患者数が増加してきた段階では、検査の対象や、医療提供体制が変更されることに留意し、情報を医療機関に随時提供する。（健康福祉部）

【抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等】

- 国内感染期に備え、引き続き、国・都等と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（健康福祉部）

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障害者等の要配慮者への支援やごみ処理等について、都内での発生、流行に備えた準備を依頼する。

【社会的弱者への生活支援】

- 都内感染期における在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその対応を準備する。（健康福祉部、市民部、環境共生部）

【埋火葬、遺体管理】

- 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。（環境共生部）
- 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的な遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（市民部、環境共生部、まちづくり部、健康福祉部）

【市役所機能の維持】

- 下水道事業の継続を行う。（環境共生部）
- ごみ処理事業の継続を行う。（環境共生部）

【緊急事態宣言時の対応】

- 国の緊急事態宣言が行われた場合には、生活上必要な食糧・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう消費者や事業者について情報収集を行い、必要に応じて、買占め及び売り惜しみを行わない等適切な行動を要請する。また、必要に応じ、日野市代表電話・消費生活相談室等の市民相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（市民部・企画部・まちづくり部・総務部）